総合取引所における不招請勧誘規制について

二上季代司

1 はじめに

なる。 た。OSEはいよいよコモディティ(商品)をもカバーした「総合的なデリバティブ取引所」へ脱皮することに 一〇月)により、来年七月をめどに大阪取引所(OSE)にTOCOM上場商品の一部が移管されることになっ 日本取引所グループ(JPXと略―以下同じ)による東京商品取引所(TOCOM)の買収・経営統合 (本年

および方法に従って、商品市場において行われる取引と定義されてきた(二条三項)。ここにはオプション取引 れに該当する取引を同法の規制に服せしめてきたのである。 も含まれており ところで、商品の先物取引は、これまでは「商品先物取引法(商先法)」によって、商品取引所の定める基準 (同項四号)、同法は「先物取引」の名称のもとに幅広く商品のデリバティブ取引を定義し、こ

法の規制に置かれることとなる。つまり、取引所上場の商品デリバティブ取引に関する法的規制は しても、法的効果が実質的に同じであれば問題ない。 「金商法」の二つの法律が併存することになる。 金融商品市場 他方、来年夏にOSEで行われることとなる商品デリバティブ取引は、「金融商品取引法(金商法)」によって、 (取引所)で行われる「市場デリバティブ取引」の一つして列挙され(二条二一項四号の二)、同 規制の在り方に関して表現・呼称や書きぶりに違いがあったと 「商先法」と

そこで以下では、特に商品の上場デリバティブ取引を取り上げ、その不招請勧誘規制における両方の取り扱い

両者間に齟齬がないかどうかを検討してみた。

2 不招請勧誘等の禁止

[不招請勧誘の禁止]

約として店頭取引はもちろん取引所取引も該当する(「商品先物取引法施行令」三〇条)。他方、「金商法」は、 店頭取引については禁止の対象とするものの、取引所取引については不招請勧誘禁止の対象には挙げていない(三 八条四号、 「商先法」は、 「不招請勧誘」とは、契約締結の勧誘要請をしていない顧客に、訪問や電話で契約締結の勧誘をする行為をいう。 金融商品取引法施行令一六条の四第一項)。 商品デリバティブ取引に関し、この不招請勧誘を禁止している(二一四条九号)。禁止される契

かかわりないことであり、 市場デリバティブ取引は店頭取引と異なって価格の透明性が確保できるのであって、それは原資産の如何には 金融 (通貨、 金利など)、 証券、 商品のいずれの市場デリバティブ取引も不招請勧誘

それでは、金商法のほうが不招請勧誘に関し規制が緩やかなのかといえば、そうとも言えない。

[潜脱行為の禁止]

禁止の対象とはなっていないのである。

為は禁止されている。そして、一旦、勧誘を受けない意思を表明されたら、再度、勧誘できないこととしている。 勧誘の前段階で「勧誘を受けてもよいかどうか、その意思」を確認する義務を課し、それをしないで勧誘する行 不招請勧誘禁止に関しては、その類似行為をも禁止しなければ潜脱行為を防止することができない。そこで、

商品の市場デリバティブ取引は、この「勧誘受託意思不確認の勧誘」および「再勧誘」をどちらの法規でも禁止 している (商先法二一四条五号および七号、金商法施行令一六条の四第二項)。

これも禁止行為とされた(商先法施行規則一〇三条一項一〇号、 集め、そこで勧誘するという事例が見られた。これは「不招請勧誘禁止」の潜脱行為というべきものであって、 これに関連して、過去には、電話や訪問ではなく「投資セミナー」などの名目で勧誘目的を明示せずに顧客を 金融商品取引業等に関する内閣府令一一七条一

項八号)。

条第一項八号の二) で勧誘を受ける意思があるかどうかを尋ねることをも禁止している(金融商品取引業等に関する内閣府令一一七 これに加えて金商法では、商品の市場デリバティブ取引につき、自社と取引関係にはない顧客に、 訪問、 電話

ないものの、自社と取引関係にない顧客に、むやみやたらと訪問や電話で勧誘受諾の可否を尋ねることを禁じて るのである。これは「不招請勧誘禁止」とほとんど同じ効果があると考えてよいだろう。 つまり、 金商法関連法規は、 なるほど商品関連市場デリバティブ取引に対し、「不招請勧誘」を禁止してはい

3 不招請勧誘禁止の例外

それでは、 商品の上場デリバ ティブ取引の勧誘規制について、 両方の法規制に何ら相違はないかというと、 そ

うとも言えないのである。

いた。この趣旨は、自社に口座を置いていれば顧客カードと取引履歴があってどの程度の知識、経験 先ほど見たように、金商法関連法規では、自社顧客以外の者への電話、 訪問での勧誘受託意思確認を禁止して (とりわけ

ハイリスク性取引の経験)があるか、 財産状態はどうか、投資目的は何か、といった顧客属性がある程度は把握

できるからだろう。

できるのである。 そうした者を相手とした商品関連市場デリバティブ取引の不招請勧誘を実質的に禁止している、そのように解釈 材料があるのだが、 つまり自社顧客には「適合性原則」に則ってハイリスクの商品デリバティブを勧誘してもよいかどうかの判断 自社顧客以外の者にはそうした適合性の可否の判断材料を持ち合わせていないはずである。

取引の公正を害する恐れのない行為として主務官庁の定める行為」については不招請勧誘の例外としてい の条件を付けて、不招請勧誘禁止の例外としているのである。それはどのような理由によってか?以下、やや詳 なわち、商先法施行規則一○二条二は、自社顧客(一号)、他社顧客(二号)、それ以外の者 ところが、商先法二一四条九号は、原則、「不招請勧誘」を禁止していながら、「委託者等の保護に欠け、又は (三号) につき、種々 る。す

[自社顧客]

しく見ておきたい。

を挙げている。このうち、③と④については単に契約を締結しているのみならず、取引経験をも要件としている。 為証拠金FXや証券CFD等)、③株式の信用取引、④日経二二五をはじめとする上場デリバティブ取引の四種 回る損失の生じうる商品デリバティブ(スマートCX等を除く通常契約)、②商品関連以外の店頭デリバティブ(外 すでに自社とハイリスクの取引契約を締結している顧客である。ハイリスク取引契約としては、①証拠金を上

他社顧客

他社顧客のうち右記①~④の契約締結者(③と④にあっては取引経験の要件を追加)である。もっとも、

他社

を得ない。そこでその旨を説明し、自己申告した書面を徴求して勧誘を受託する意思を確認することが条件とさ 顧客が上記①~④の契約締結者であるかどうかは、業者のほうで確かめようがなく、 顧客の自己申告に頼らざる

[それ以外]

れる。

収八〇〇万円以上もしくは金融資産二〇〇〇万円以上で年金のみで生活する者ではないこと)、ハイリスク性取 リバティブを除く)。そうした条件が必要であることを相手顧客に説明し、それを証する書面を徴求するとして 引であることの認識(あるいは知識)があることを条件としている(ただし、海外商品市場および店頭の商品デ も二週間の熟慮期間をおき、その後も投資できる金額の上限を設定することとしている。 いる。また契約締結前にはハイリスク性の取引であることが理解できているか否か、 適合性の原則の要件である知識、 自社顧客以外の者に対する勧誘の態様において、金商法と商先法ではかなり開きがあるよ 経験、 財産状態に照らし合わせてみて、年齢 (六五歳未満)、財産状態 テストを行い、 契約締結後

4 おわりに

うに見受けられる。

このように見ると、

うマイナス面がある一方、その取り扱う商品性 の利用者被害や執拗な勧誘の実態を踏まえて、その中間点のどこかで、具体的な勧誘規制の態様が決まってくる 般に勧誘規制それ自体は、 業者の営業の自由に影響し、 (とりわけレバレッジの高さからくる損失リスクの程度)、過去 とりわけ新規参入業者を不利な立場に追い込むとい

の法律 T O 証 めておいた。 考のために、 問題ではないだろうか。 がなされているとすれば、 同じ品物の勧誘が、 当然であろう。 など取引対象の間でも、 オプション)、 拠金取引、 場デリバテ つき関連する法律 の在り方が違うのはある意味では 券デリバティブ 従って、 P 金融デリバ - IX等の先物・オプショ 政省令で異なった扱い 通貨・ イブの 店頭デリバティブと上 以下では勧誘規制 商品デリバティブ しかし、まったく ティブ 間で、 金利等の先物 ・政省令をまと (日経二二五、 関連する二つ なお、 あるいは 勧誘規制 (外為証 それ は 方

① 不招請勧誘等の禁止にかかる関連法令

商品先物取引法 (214条「不当勧誘の禁止」)	金融商品取引法(38条「禁止行為」)
5号「再勧誘」	4号「不招請勧誘」
6号「迷惑勧誘」	5号「勧誘受託意思不確認の勧誘」
7号「勧誘受託意思不確認の勧誘」	6号「再勧誘」
9号「不招請勧誘」	
商品先物取引法施行規則103条1項	金融商品取引業等に関する内閣府令117条
	1項
10号「勧誘目的であることを顧客に明示し	7号「迷惑勧誘」
ないで当該顧客を集めて勧誘する行為」	8号「勧誘目的であることを顧客に明示し
	ないで当該顧客を集めてする勧誘」
	8号の2 取引関係にある(証券口座また
	はデリバティブ口座をもつ)顧客以外の
	者に「商品関連市場デリバティブ取引契
	約の締結につき、その勧誘に先立って勧
	誘を受ける意思の有無を確認する際、①
	訪問、電話をかけること、②勧誘目的が
	あることを明示しないで当該顧客を集め
	る行為」

② 不招請勧誘等の禁止の対象となる取引

商品先物取引法施行令30条	金融商品取引法施行令16条の4
「不招請勧誘」	1項「不招請勧誘」
・内外取引所市場での商品デリバティブ取	店頭デリバティブ
引(損失限定取引は除く)	2項「勧誘受託意思の不確認取引」「再勧誘」
・店頭商品デリバティブ取引	店頭デリバティブ、内外取引所市場での
	金融デリバティブおよび商品関連デリバ
	ティブ

(3) 禁止の例外

計士など専門的知識のあるもの)

商品先物取引法施行規則102条の2 金融商品取引業等に関する内閣府令116条 「不招請勧誘禁止」の例外 1項「不招請勧誘禁止」の例外 継続的取引関係にある顧客(取引契 ・店頭金融デリバティブ、店頭証券デリバ 約としては金融・証券・商品の店頭デリ ティブ、店頭デリバティブの継続的取引 バティブ、株式信用取引、市場デリバティ 関係にある顧客には当該取引契約の勧誘 ブ) (1号、4号、5号) 2号 他社契約者(取引契約としては1号 ・為替リスクを回避する目的での店頭金融 に同じ) デリバティブ取引の法人向け勧誘(2号) ・特約付き証券貸付、カバード・コールの 3号 次のすべての条件を満たした者(① 65歳未満、②年金のみの生活者ではない、 売り (3号)。 ③年収800万円以上または金融資産2.000 2項「勧誘受託意思不確認勧誘の禁止」「再 万以上、4)ハイリスク性の取引であるこ 勧誘禁止しの例外 との理解があること、または弁護士・会 前記3号

3 $\widehat{2}$ î なお 誘前 験があるかどうか要件とはしていないようである。 取引要件としては契約締結 対象から除外してい る 個 これらを対象とするオプション取引などが、 莂 同条は、 商 とされる。 年間に二つ以 品 「貴金属 商品 損失が 指数を対象とする先物取引 ①と②については契約締結のみが要件で、 0 上の 証拠 現物取引」 る。 具体的にはTOCOM 金 取引を行っ の 範囲 $\widehat{\Box}$ がこれに該当するだろう。 座 開設 内に限定できる取引契約に 7 、るか、 後、 (現 その類型として列挙され 〇日以上 で行われている 物決済、 あ るい は未決済残高 差金決済 経過してお 実際 う V 「スマ の取り ては が お 引経 よび

注

勧